

重 要 事 項 説 明 書



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

日赤安謝福祉複合施設
安謝特別養護老人ホーム
(指定介護老人福祉施設)

令和6年8月1日改訂
指定介護老人福祉施設 安謝特別養護老人ホーム

重要事項説明書

◇当施設は要介護者の入所申し込みを経て、入所となったご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、又契約上ご留意いただきたいことを次の通り説明します。

当施設は介護保険の指定を受けています。
(沖縄県指定 第4770100057号)

■当施設への入所は、要介護認定の結果、「要介護3から要介護5」までの要介護者となります。但し居宅において日常生活を営むことが困難なことについて、やむを得ない事由があることによる要介護1又は2の方の特例的な施設への入所が認められます。

1 指定介護老人福祉施設を提供する事業者について

事業者名称	日本赤十字社 沖縄県支部
代表者氏名	支部長 玉城 デニー
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	沖縄県那覇市与儀1丁目3番1号 TEL 098-835-1177
法人設立年月日	1896年7月1日

2 利用者に対しての指定介護老人福祉施設を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	安謝特別養護老人ホーム
介護保険指定 事業所番号	4770100057
事業所所在地	沖縄県那覇市安謝2丁目15番2号
連絡先 ファクス番号	098-862-4321 098-862-4320
利用定員	100名
開所年月日	1998年4月1日

(2) 事業の運営方針及び目的

事業の目的	指定介護老人福祉施設は介護保険法令の従い、ご利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営む事ができるように支援することを目的として、必要な居室及び共用施設などをご利用頂き介護老人福祉施設サービスを提供します。
-------	---

運 営 の 方 針	世代間交流・施設間交流・地域間交流を図りながらご契約者の自立支援を目的に介護サービスを提供します。
-----------	---

(3) 併設事業 当施設では、次の事業を併設しています。

事業の種類	那覇市長の事業者指定
短期入所生活介護	平成 12 年 3 月 3 日指定 4770100057 号 定員 5 名
介護予防 短期入所生活介護	平成 18 年 9 月 1 日指定 4770100057 号 定員 5 名
通所介護	平成 12 年 3 月 22 日指定 4770100057 号 定員 40 名
旧介護予防通所介護 相当サービス	平成 30 年 4 月 1 日指定 4770100057 号
居宅介護支援事業所	平成 11 年 10 月 29 日指定 4770100057 号

(4) 事業所の職員体制

当事業所では、ご契約者に対して指定老人介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

園 長	上里 裕昭
-----	-------

職	職 務 内 容
介護職員	ご契約者の日常生活上の介護並びに生活支援等を行います。
生活相談員	ご契約者の日常生活上の相談に応じ、助言等を行います。
看護職員	主にご契約者の健康管理や医療上の看護支援を行います。
機能訓練指導員	ご契約者の身体機能の向上維持への看護支援を行います。
介護支援専門員	ご契約者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。
医 師	ご契約者に対して健康管理及療養上の指導を行います。
管理栄養士・栄養士	ご契約者に対して栄養マネジメントを行います。

※職員の配置については指定基準を遵守しています。

1. 園 長（管理者）
2. 医 師（派遣医師 沖縄赤十字病院）
3. 看護職員 常勤換算 3 名以上
4. 事務職員 常勤換算 1 名以上
5. 生活相談員 常勤換算 2 名以上

6. 介護職員	常勤換算 35 名以上
7. 機能訓練指導員	常勤換算 1 名以上
8. 管理栄養士	常勤換算 1 名以上
9. 介護支援専門員	常勤換算 1 名以上
10. 障害者生活支援員	常勤換算 1 名以上

(5) 施設の概要

①建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階、地下1階

②建物の延べ床面積 4,318㎡

(6) 居室の概要

①居室等の概要

☆居室の変更:ご契約者の心身の状況及び居室の空き状況等により居室を変更する場合があります。

居室・設備の種類	室数	当施設では以下の居室・設備をご用意しています。
2 人部屋	2 室	4 階 1 室、5 階 1 室
4 人部屋	24 室	3 階、4 階、5 階に各 8 室
静養室	3 室	3 階、4 階、5 階に各 1 室
合 計	29 室	
食堂	3 室	各階中央フロアが食堂兼用 (多目的ホール)
機能訓練室 (6 階)	1 室	平行棒、歩行訓練器
浴室	3 室	各フロアに 1 室 (一般浴、特別 (ストレッチャー) 対応可)
医務室・看護師室	1 室	3 階
全身消毒室	1 室	1 階

3.施設が提供するサービスの概要

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される給付対象サービス
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく給付対象外サービス |
|--|

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス、ただし居住費・食費を除く。

①入浴

入浴又は清拭を身体の状態に応じて、週 2 回以上行います。ただし、体調が入浴に不適當と看護職員が判断し入浴をさし控える場合があります。

②排泄

排泄の介助及び排泄の自立を促すため、契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練

契約者の心身等の状況において日常生活を送るのに必要な、機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④健康管理

協力医療機関からの派遣医師と当施設看護職員による、健康管理を行います。

⑤その他自立への支援

- 寝たきり防止のため、できるかぎり離床するよう支援します。
- 生活のリズムを考え、食事や排泄等をおこなうよう支援します。
- シーツ、枕カバー、包布交換は、週1回行います。
- 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が送れるよう支援します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

★以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 食費（食材料費を含みます）：管理栄養士により、身体状況および栄養価並びに嗜好を考慮した食事を提供します。（利用料金表参照）

（食事時間）

朝 食	昼 食	夕 食
8時～9時	12時～13時	18時～19時

※病院受診と食事時間が重なった場合、食事時間を変更することができます。

② 居住費 ご利用中のお部屋代・光熱水費などにかかる費用です。

料金：1日あたり 915 円（第四段階）

430 円（第一段階～第三段階）

③ 散髪・美容利用料金：実費負担額

〔理髪・美容〕月に1～2回、出張美容師による理髪・美容を実費負担額でご利用いただけます。

④貴重品の管理 管理料金：1日あたり 50 円

○お預かりする物：健康保険手帳、各種介護保険証、各種手帳等

○保管管理者：園長

⑤インフルエンザ予防接種

（接種料金：実費負担額）

⑥レクリエーション利用料金：材料代等の実費をいただきます。

（レクリエーションはご契約者の希望により参加していただくことができます。）

★主に次のようなレクリエーション行事を例年予定しています。

- | | |
|--------------|------------|
| ◇桜まつり見学・餅つき会 | ◇七夕 |
| ◇節分 | ◇がんじゅう祝い |
| ◇ひな祭り、 | ◇観月会 |
| ◇浜下り | ◇四世代交流レク大会 |
| ◇母の日・父の日 | ◇クリスマス忘年会 |
| ◇ハーリー見学 | |

(※各種の行事は天候等、他の都合により中止することがあります。)

⑦複写物の交付

○利用者のご家族は、サービス提供に関する記録を申出により閲覧が可能です。

○閲覧のため複写物の交付は実費をご負担いただきます。(1枚につき 10円)

⑧日常生活上必要となる諸費用実費(※治療目的外日常生活医療物品を含む)

○日常生活上で、ご契約者自身が専有して使用する物品については費用を実費徴収いたします。

※介護保険制度や経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、現在、当分の間無料としている給付外利用料金は、相当な金額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、事前にご通知いたします。

4.入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、下記協力医療機関においての診療や入院治療を支援します。

医療機関の名称	沖縄赤十字病院	那覇市与儀 1-3-1
---------	---------	-------------

5.契約終了による施設退所について

以下のような場合には、当施設との契約は終了し、退所していただくことになります。

- ① 介護認定によりご契約者が自立又は要支援・要介護 1 又は要介護 2 と判定された場合
※入所後要介護 1 又は要介護 2 と認定された場合は退所になりますが、居宅等において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護 1 又は 2 の方の特例的な施設への入所を検討する。※特例要件に該当

② 事業者がやむを得ない事由により、ご契約者にサービスの提供が不可能になった場合

③ ご契約者から退所の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)

※ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る利用料金を徴収いたします。

(1) ご契約者からの退所の申し出(中途解約・契約解除)

契約期間内に退所を申し出る場合には、希望する日の7日前までに申し出てください。

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

- ① 契約締結時に不実の告知を行い、その結果重大な事情を生じさせた場合
- ② サービス利用料金の支払いが単月分で3か月以上遅延し、再三の催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、重大な過失によりサービス従事者又は他の利用者等の身体・財物等を傷つけ、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ 契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設、介護医療院等に入院した場合

(3) 円滑な退所のための援助

当施設を退所する場合には、必要な援助をご契約者に対して速やかに行います。

6.身元引受人

契約の締結にあたり、身元引受人を家族等からお願いしています。主な役割として下記のことが挙げられます。

- ◆日常生活における相談や病院受診時・各報告事項の窓口役
- ◆緊急時における家族代表の連絡役
- ◆入院・退院時、入院期間中の身元引受け役
- ◆契約終了後の所持金の引渡し者及び後始末
- ◆契約終了後の、残された所持品（残置物）の引き取り
- ◆その他

7.認知症ケア

事業者は、職員へ認知症等の利用者へ適切なケア、サービス提供するための措置を講ずる。

- (1) 認知症ケアに関する検討
- (2) 認知症ケアに関する研修及び資格取得の推進

8.身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。但し、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険がおよぶことが考えられるときは、利用者及び家族に対して説明し同意を得たうえで、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性：利用者本人及び又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- (2) 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護法がないこと
- (3) 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

9.虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修
- (2) 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備
- (3) 成年後見制度の利用支援
- (4) その他虐待防止のための必要な措置

10.事故発生時の対応（契約書第10条参照）

- (1) 指定介護老人福祉施設は、利用者に対する指定介護老人福祉施設の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族に必要な措置を講じます。
- (2) 指定介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して行った対応について記録を行います。
- (3) 指定介護老人福祉施設は、利用者に対する指定介護老人福祉施設の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	株式会社 損害保険ジャパン
保険名	社会福祉施設総合損害補償「しせつの損害補償」
補償の概要	施設業務の補償

11.秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得な

	い限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
③ 個人情報に関する事前同意	① 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得るものとします。

12. サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 指定介護老人福祉施設にて提供したサービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 苦情受付担当者は、利用者からの苦情を随時受け付けます。
 - 事業者内において、苦情対応者及び管理者を中心として相談及び苦情処理の為の会議を開催する。
 - サービスを提供した者から概況を確認し、問題点の整理及び改善策を検討する。
 - 文書による回答を作成し、管理者が利用者に対して説明を行います。
 - 解決結果については個人情報に関するものは除き、施設内掲示にて公表します。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 日赤安謝福祉複合施設 事務課 （事務課長）	所在地 那覇市安謝2丁目15番2号 電話番号 098-862-4321 ファックス番号 098-862-4320 受付時間 9:00～17:30 （土日祝日年末年始を除く）
---	---

【公的団体の窓口】 沖縄県国民健康保険団体連合会	所在地 那覇市西 3-14-18 電話番号 098-860-9026 ファクス番号 098-860-9026 受付時間 9:00～17:00 (土日祝日年末年始を除く)
沖縄県福祉サービス運営適正化委員会	所在地 那覇市首里石嶺町 4-373-1 電話番号 098-882-5704 ファクス番号 098-882-5714 受付時間 9:00～17:00 (土日祝日年末年始を除く)
該当する保険者窓口	※各市町村

13.非常災害対策

消火設備その他の非常災害に際しての必要な設備を備えるとともに、下記のとおり、避難訓練を定期的実施する。

(1) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

(2) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施回数：(毎年2回)

14.衛生管理等

(1) 施設での介護の用に食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

(2) 施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。

(3) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

15.ハラスメントの防止対策

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

(1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

①身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為

②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

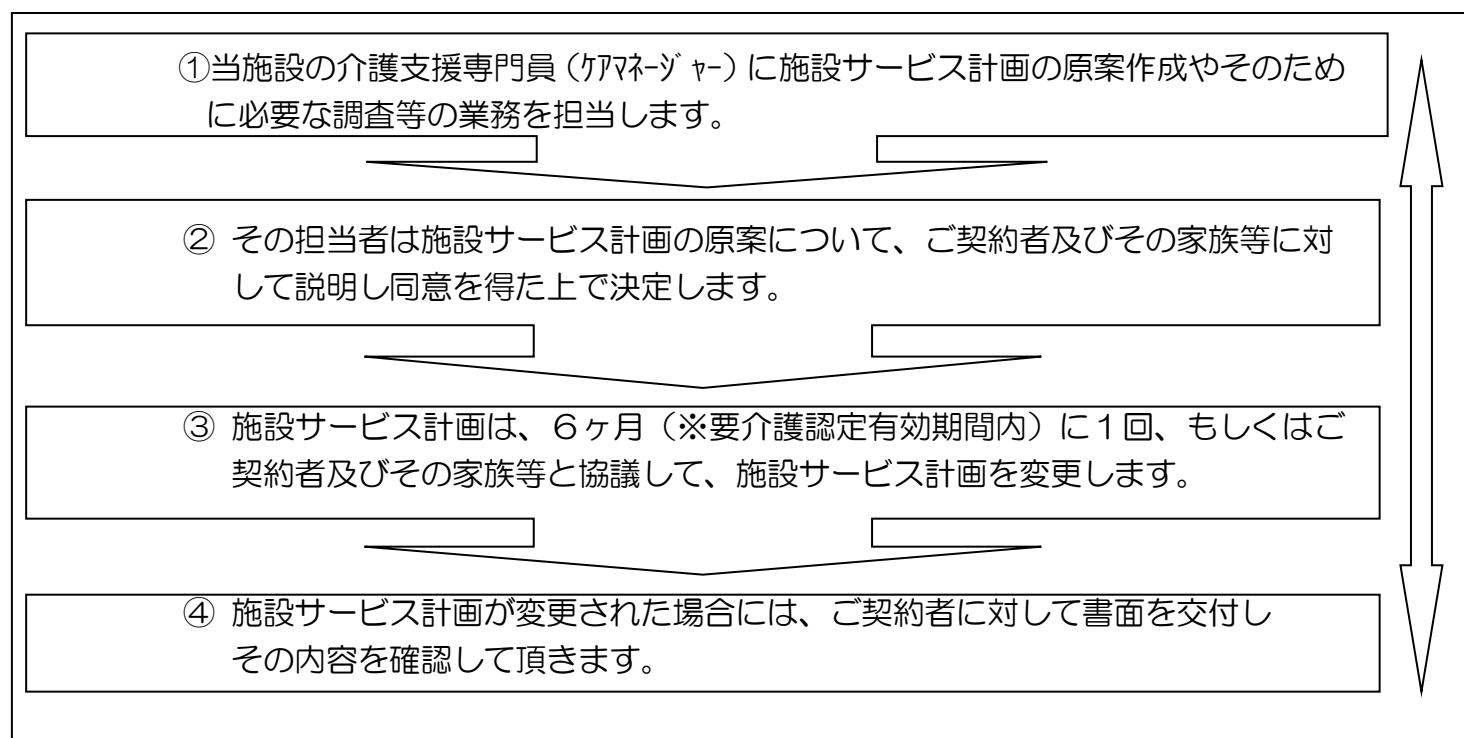
(2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

(3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

(4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

16. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。（契約書第2条参照）



17. サービス利用料金（1日あたり）

(1) 後出の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食費・居住費等に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

(2) 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、下記

の方法でお支払い下さい。

◆金融機関口座からの自動引き落とし

引き落とし金融機関：琉球銀行・沖縄銀行・海邦銀行・労働金庫・郵便局・コザ信用金庫

18.施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

◇酒類、お菓子類等、おもちゃ類で喉を詰まらせる恐れのある物や固く消化の悪い食べ物等。

◇施設内に無断で医薬品を持ち込むことはご遠慮下さい。

(2) 面会 ※来訪者は、必ず面会票に氏名をご記入ください。

◇面会時間 9：00～20：30

(3) 外出・外泊（契約書第21条参照）

◇外出、外泊（月6日まで）をされる場合は、事前にお申し出下さい。

◇外出、外泊で食事が不要な場合は、事前にお申し出下さい。

(4) 施設・設備の使用上の注意

◇居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

◇故意に施設、設備を毀損又は汚損した場合には、代価をお支払いいただきます。

◇安全衛生等の管理上、ご契約者の居室内に立ち入ることができるものとします。

◇当施設内では宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(5) 喫煙

◇施設内は禁煙となっています。

(6) 入院中の空ベッド等の取り扱いについて

◇医療機関等へ入院している期間中、短期入所生活介護の利用者に使用させていただく場合があります。

◇第4段階のご契約者が入院となった場合には入院日数の間、居住費をお支払いいただきます。

ただし、入院期間中の空きベットを他の利用者に使用した場合はお支払いいただく必要ありません。

令和 年 月 日

住 所 那覇市安謝2丁目 15 番 2 号

事業者名 安謝特別養護老人ホーム

園 長 上 里 裕 昭 印

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

安謝特別養護老人ホーム

説明者職名 _____ 氏 名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____ 那覇市安謝2丁目 15 番 2 号 安謝特別養護老人ホーム _____

氏 名 _____ 印

身元引受人

代理人住所 _____

氏 名 _____ 印

利用者との関係 _____

令和6年6月：改定後利用料金（30日計算）

1割負担		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料金（介護保険）	介護福祉施設サービス費	589	659	732	802	871
	日常生活継続加算Ⅰ	36	36	36	36	36
	看護体制加算Ⅰロ	4	4	4	4	4
	看護体制加算Ⅱロ	8	8	8	8	8
	夜勤職員配置加算Ⅲロ	16	16	16	16	16
	個別機能訓練加算Ⅰ	12	12	12	12	12
	栄養マネジメント強化加算	11	11	11	11	11
	単位合計/日	676	746	819	889	958
	個別機能訓練加算Ⅱ	20	20	20	20	20
	科学的介護推進体制加算/月	50	50	50	50	50
	ADL維持加算/月	30	30	30	30	30
	単位合計/月	20,380	22,480	24,670	26,770	28,840
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	2,853	3,147	3,454	3,748	4,038
	保険料合計単位	23,233	25,627	28,124	30,518	32,878
食費：1,445/日		43,350	43,350	43,350	43,350	43,350
居住費（光熱水費）：915/日		27,450	27,450	27,450	27,450	27,450
貴重品管理料：50/日		1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
総合計		95,533	97,927	100,424	102,818	105,178

2割負担		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	単位合計/月	20,380	22,480	24,670	26,770	28,840
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	2,853	3,147	3,454	3,748	4,038
保険料合計単位		46,466	51,254	56,248	61,036	65,756
食費：1,445/日		43,350	43,350	43,350	43,350	43,350
居住費（光熱水費）：915/日		27,450	27,450	27,450	27,450	27,450
貴重品管理料：50/日		1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
総合計		118,766	123,554	128,548	133,336	138,056

※ 負担額の上限月額¥44,400の設定があります。

高額介護サービス費 （払い戻金）	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	2,066	6,854	11,848	16,636	21,356
実際の負担額	116,700	116,700	116,700	116,700	116,700

3割負担		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	単位合計/月	20,380	22,480	24,670	26,770	28,840
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	2,853	3,147	3,454	3,748	4,038
保険料合計単位		69,699	76,881	84,372	91,554	98,634
食費：1,445/日		43,350	43,350	43,350	43,350	43,350
居住費（光熱水費）：915/日		27,450	27,450	27,450	27,450	27,450
貴重品管理料：50/日		1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
総合計		141,999	149,181	156,672	163,854	170,934

※ 負担額の上限月額¥44,400の設定があります。

高額介護サービス費 （払い戻金）	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	25,299	32,481	39,972	47,154	54,234
実際の負担額	116,700	116,700	116,700	116,700	116,700

加 算 名	内 容
日常生活継続支援加算Ⅰ（日/36 円）	重度化する利用者（たんの吸引等）を積極的に受け入れる、又は介護福祉士の有資格者の職員が多く、サービスの質の向上に努めています。
看護体制加算Ⅰ□（日/4 円）	常勤の看護師が 1 名以上配置されています。
看護体制加算Ⅱ□（日/8 円）	夜間休日等を含め 24 時間、看護師と連携できるオンコール体制を整えています。
夜勤職員配置加算Ⅲ□（日/16 円）	夜勤職員に人員基準 4 名以上の 6 名配置と、喀痰吸引が実施できる介護職員を配置しています。
個別機能訓練加算（日/12 円）	機能訓練指導員が常勤し、多職種と協働し計画、訓練の実施、評価の記録を行い、定期的に説明を行っています。
個別機能訓練加算Ⅱ（月/20 円）	上記個別機能訓練を行ったうえでその内容等の情報を厚生労働省に提出し、訓練の実施にあたり当該情報を活用しています。
障害者生活支援体制加算Ⅰ（日/26 円）	障害者生活支援員を配置し、視覚障害者等の生活支援を行っています。
科学的介護推進体制加算（月/50 円）	入所者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し必要に応じてサービス提供に活用しています。
ADL 維持加算Ⅰ（月/30 円）	利用者全員について ADL 値を測定し毎月ごとに厚生労働省に提出したうえで、より自立支援等に効果的な取り組みを行い、利用者の ADL を良好に維持・改善に努めています。
経口維持加算Ⅰ（月/400 円）	誤嚥が認められる入所者の経口による食事摂取のための特別な管理をします
経口移行加算 （実施加算）180 日以内で日/28 円）	経管栄養者に対し、再度口から食事を楽しんでもらうために医師をはじめ、各専門職が共同して支援します。
看取り介護加算Ⅰ （実施加算）施設内で看取り	・死亡日以前 31 日以上 45 日以下について 1 日につき 72 円 ・死亡日以前 4 日以上 30 日以下について 1 日につき 144 円 ・死亡日の前日及び前々日については 1 日につき 680 円 ・死亡日については 1 日につき 1,280 円

安謝特別養護老人ホーム 加算取得状況

加 算 名	内 容
安全対策体制加算（月/20 円）入所時 1 回のみ	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備しています。
自立支援促進加算（月/300 円）	定期的にすべての入所者に対する医学的評価と、それに基づくリハビリテーションや日々の過ごし方等についてのアセスメントを実施し介護支援専門員や介護職員が日々の生活において適切なケアを実施する計画を策定しケアを行っています。
初期加算（日/30 円）	入所日から 30 日の期間及び 30 日を超えた入院後の再入所
療養食加算 540 円 （6 円×3 食×30 日）	糖尿病食・腎臓病食・貧血食等、医師の発行する食事せんに基づき、食事を提供します。
栄養マネジメント強化加算 （日/11 円）	管理栄養士を常勤で 1 名以上配置し、入所者ごとに栄養計画をたて、実施、観察、調整を行い、その栄養状態の情報を厚生労働省に提供し、活用していきます。
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 単位合計/月に 14.0%	介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための 賃金改善を目的とし、職場定着を図ります。
外泊時費用 246 円(月 6 日まで)	外泊や入院された場合で施設に在所しない場合であっても、外泊又は入院の翌日から 6 日間は（月をまたいで連続した場合は最長 12 日間）外泊時費用が自己負担になります。
協力医療機関連携加算 100 円／月（R6 年度） 50 円／月（R7 年度）	協力医療機関と利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的を開催している
高齢者施設等感染対策向上加算 10 円／月	協力医療機関との間で新興感染症の発生時に対応する体制を確保している

☆収入により、食事・居住費の自己負担額が下記のとおりとなります。

第1段階（例：生活保護受給者）

食費（300 円）、本人支払額は福祉事務所において決定します。

第2段階（例：年金 80 万円以下・非課税）

※利用料金（介護保険適用分）が 15,000 円を超えると払戻金があります。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料(介護保険適用分)	23,233	25,627	28,124	30,518	32,878
食 費:390円/日	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700
居住費:430円/日	12,900	12,900	12,900	12,900	12,900
貴重品管理費:50/日	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
合計(施設に支払う金額)	49,333	51,727	54,224	56,618	58,978
高額介護サービス費(払い戻金)	8,233	10,627	13,124	15,518	17,878
実際の負担額	41,100	41,100	41,100	41,100	41,100

第3段階①例：年金 80 万円超・非課税）

※利用料金（介護保険適用分）が 24,600 円を超えると払戻金があります。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料(介護保険適用分)	23,233	23,627	28,124	30,518	32,878
食 費:650円/日	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500
居住費:430円/日	12,900	12,900	12,900	12,900	12,900
貴重品管理費:50/日	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
合計(施設に支払う金額)	57,133	57,527	62,024	64,418	66,778
高額介護サービス費(払い戻金)	0	-973	3,524	5,918	8,278
実際の負担額	57,133	58,500	58,500	58,500	58,500

第3段階②例：年金 120 万円超・非課税）

※利用料金（介護保険適用分）が 24,600 円を超えると払戻金があります。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料(介護保険適用分)	23,233	23,627	28,124	30,518	32,878
食 費:1360円/日	40,800	40,800	40,800	40,800	40,800
居住費:430円/日	12,900	12,900	12,900	12,900	12,900
貴重品管理費:50/日	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
合計(施設に支払う金額)	78,433	78,827	83,324	85,718	88,078
高額介護サービス費(払い戻金)	0	-973	3,524	5,918	8,278
実際の負担額	78,433	79,800	79,800	79,800	79,800



運 営 理 念

- 高齢者や児童が気軽に安心して利用できる施設であること
- 施設利用者や施設入所者本位の施設であること
- 常に地域とともに、地域に開かれた施設であること

基 本 方 針

- 利用者や入所者に対し、常に人間としての尊厳を尊重し適切な処遇計画のもと、自立した日常生活が営めるよう努める
- 施設の特長を生かし、地域間交流・世代間交流・施設間交流を図り、地域・利用者・入所者・家族・職員の相互交流に努める
- 職員は利用者処遇に関する技術向上に向けて自己研鑽に努める
- 日本赤十字社運営の福祉複合施設として、実習生等を積極的に受け入れ福祉人材育成の一助に努める
- 地域・学生・赤十字奉仕団等のボランティアを積極的に受け入れ各福祉サービスを提供する者との交流を通して相互連携に努める